

変更前	変更後
<p>第2章 基本的事項及び管理運営</p> <p>3 運営委員会</p> <p>事業者は、各小学校の通学区域に運営委員会を置きます。</p> <p>運営委員会の委員の選定に当たっては、次代を担う児童を地域全体で育成するため、地域の代表者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等の参画を得るように努めます。</p> <p>運営委員会は、次に掲げる事項について協議するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画及び事業報告に関すること</li> <li>○ <u>事業の実施時間に関すること</u></li> <li>○ おやつ及び保育実費に関すること</li> <li>○ 地域ボランティアの発掘に関すること</li> <li>○ その他、事業者が必要とする事項</li> </ul> <p>その他、運営委員会に関して必要な事項は、事業者が定めるものとします。</p>	<p>第2章 基本的事項及び管理運営</p> <p>3 運営委員会</p> <p>事業者は、<u>市と協議・協力のもと</u>、各小学校の通学区域に運営委員会を置きます。</p> <p>運営委員会の委員の選定に当たっては、次代を担う児童を地域全体で育成するため、地域の代表者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等の参画を得るように努めます。</p> <p>運営委員会は、次に掲げる事項について協議するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画及び事業報告に関すること</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ おやつ及び保育実費に関すること</li> <li>○ 地域ボランティアの発掘に関すること</li> <li>○ その他、事業者が必要とする事項</li> </ul> <p>その他、運営委員会に関して必要な事項は、事業者が定めるものとします。</p>

変更前	変更後
<p><b>実施時間</b></p> <p>事業を実施する時間は、登校日にあつては下校時間から午後6時まで、登校日以外の日にあつては午前8時30分から午後6時までとします。<u>ただし、実施時間を変更する場合には、市は運営委員会の意見を聞き、地域の実情を踏まえて決定するものとします。</u></p>	<p><b>5 実施時間</b></p> <p>事業を実施する時間は、登校日にあつては下校時間から午後6時まで、登校日以外の日にあつては午前8時30分から午後6時までとします。(削除)</p> <p><u>また、市は事業者と協議して、必要があると認めるときは、実施時間を延長するものとします。</u></p>
<p><b>第3章 育成支援</b></p> <p><b>5 障害のある児童への対応</b></p> <p>(2) 障害のある児童の育成支援に当たつての留意点</p> <p>事業者は、障害のある児童が、他の児童たちと生活を通して共に成長できるように育成支援を行います。</p> <p>障害のある児童の育成支援については、個々の状況に応じて、関係機関及び専門家と連携を図ります。</p> <p>(3) 職員の加配</p> <p>事業者は、障害のある児童育成支援が適切に図られるように、個々の児童の状況に応じて職員の配置等を工夫します。また、小学校長の意見を踏まえ、<u>市と協議の上、職員の加配に努めます。</u></p>	<p><b>第3章 育成支援</b></p> <p><b>5 障害のある児童等への対応</b></p> <p>(2) 障害のある児童等の育成支援に当たつての留意点</p> <p>事業者は、障害のある児童<u>及び特別な配慮が必要な児童</u>が、他の児童たちと生活を通して共に成長できるように育成支援を行います。</p> <p>障害のある児童<u>等</u>の育成支援については、個々の状況に応じて、関係機関及び専門家と連携を図ります。</p> <p>(3) 職員の加配</p> <p>事業者は、障害のある児童<u>及び特別な配慮が必要な児童</u>の育成支援が適切に図られるように、個々の児童の状況に応じて職員の配置等を工夫します。また、<u>小学校長等</u>の意見を踏まえ、(削除) 職員の加配に努めます。</p>

変更前	変更後
<p>第4章 多様な体験活動、交流等の機会の提供</p> <p><b>1 多様な体験活動、交流等の機会の提供</b></p> <p>事業者は、遊びやレクリエーションを含む多様な体験活動、交流等の機会の提供を通じて、放課後等における児童の健全な育成に努めるものとします。</p> <p><b>2 コーディネーター</b></p> <p><u>事業者は、各小学校の通学区域にコーディネーターを置きます。コーディネーターは、次に掲げる役割を担います。</u></p>	<p>第4章 多様な体験活動、交流等の機会の提供</p> <p><b>1 多様な体験活動、交流等の機会の提供</b></p> <p>事業者は、遊びやレクリエーションを含む多様な体験活動、交流等の機会の提供を通じて、放課後等における児童の健全な育成に努めるものとします。</p> <p><u>事業者はこうした機会を提供する責任者を置くものとし、責任者は、次に掲げる役割を担います。</u></p> <p>(削除)</p>